



29東監発第31号
平成29年12月4日

東村山市長 渡部 尚 様
東村山市議会議長 伊藤 真一 様

東村山市監査委員 赤木 盛一
東村山市監査委員 飯田 武夫
東村山市監査委員 熊木 敏己

平成29年度第1回定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

対象所管課	総務部人事課、市民部市民協働課、市民相談・交流課、課税課、納税課
監査の範囲	平成29年4月1日から平成29年8月31日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点とした。

- (1) 収入事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (2) 予算の執行は適正に行われているか
- (3) 契約事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (4) 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか
- (5) 郵券の受払い、管理は適切に行われているか
- (6) 目標管理制度に基づく各課目標、具体的な取組みが着実に実行されているか
- (7) その他 財務及び事務事業に関する必要事項

第4 監査の主な実施内容

対象所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

期間：平成29年9月1日から平成29年11月24日まで

実施内容	実施場所	日程
実 査	対象所管課	平成29年10月 6日
説明聴取	監 査 室	平成29年11月17日
講 評	監 査 室	平成29年11月24日

第6 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部検討を要する項目が見受けられたので意見・要望事項を含め以下の通り記述する。

人事課

1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

2 意見・要望事項

- 時間外勤務の抑制に向けた「出退勤管理システムの導入及び人事給与システム更新の検討」について

「働き方改革」として、市長の「イクボス・ケアボス宣言（平成29年4月1日）」を始め、様々な取り組みが行われている。その一つとして、時間外勤務の抑制へ向けた出退勤管理システムの導入及び人事給与システム更新を行うための調査検討がなされた。

システムの導入は、既存のシステムとの互換性や当市の業務環境を踏まえ、先進自治体を研究するとともに、民間事業者の専門的なアイデアやノウハウを活用するための調査を行うなど効果的な成果を出せるように取り組まれない。

市民協働課

1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

2 意見・要望事項

- 野口町地域集会施設建設事業について

全国的に少子高齢化、人口減少が進み、将来的な税収の減少や社会保障費の増加が社会問題となっている。また、公共施設の老朽化等による更新問題への対応も迫られている。

「野口町地域集会施設建設事業」は、第4次総合計画平成29年度版実施計画（平成29年度から平成31年度）に掲げられた事業であるが、様々な課題がある中で新たな施設を建設することは、建設費や維持管理経費などの建物のライフサイクルコストが、将来世代への財政負担を更に増やすことになる。

社会情勢や市民ニーズの変化、費用対効果等を勘案し地域に既存する施

設等の集約化や複合化など、「公共施設再生基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」の方向性を踏まえてあらゆる方策を検討されたい。

市民相談・交流課

1 指摘事項

- 起案文書における根拠規程・規則について

国際交流団体への補助金交付決定の起案文書において、誤った規則名を根拠に事案決定し事務処理を行っていた。また、決定関与の審議・審査においてもチェック機能が働かなかった。

東村山市事案決定規程、文書管理規程、公文例規程や文書事務の手引き等に基づき、適正に事務処理されたい。

2 意見・要望事項

- 補助金の適正な執行について

補助金は、補助事業に係る経費のうち、団体等の自主財源を充てても不足する額について補助することを原則として、公益上必要であると判断される場合に交付されるものであると解される。

しかしながら、国際交流団体補助金の交付申請に添付された団体の会計報告において、補助金額を上回る繰越金、積立金が計上されていた。補助金の交付決定に当たっては、その必要性の判断は、補助金の交付に対する有効性、経費負担の妥当性、公平性を十分精査する必要がある。

社会経済情勢の変化に伴い、補助対象事業の範囲や補助目的の明確化を行うとともに、必要性の低下した補助金の廃止・縮小や補助目的が類似した補助金との統合など、整理を図るよう検討されたい。

課税課

1 指摘事項

- 固定資産税関係の証明書の発行手続きについて

証明書の発行で、本人以外の申請の際に本人と申請者の関係がわかる書類の無いケースが見受けられた。個人情報保護の観点から適正に事務処理されたい。

2 意見・要望事項

- 固定資産税・都市計画税の減額免除の決定について

減免額の算出根拠が起案文書に添付されていないケースが見受けられた。決裁に当たり、減免額の確認に必要な書類と考えるので、統一的な文書作成に努められたい。

納税課

1 指摘事項

- 契約の仕様書について

「納税済通知書保管及び機密抹消処理委託」の仕様書には、業務内容の記載がなく、保管対象年度、抹消の対象や方法等が不明のままの契約となっていた。

多くの個人情報が含まれる書類の保管等の委託業務であり、仕様書に業務内容の記載は不可欠であるので適正に作成されたい。

全体を通して

意見・要望事項

- 契約書、起案文書等における不備について

書類を確認したところ、決定日の未記入や押印が無いもの、各種添付書類の不足などが散見された。

各職位において審査時のチェックを確実に実行されたい。